

チ. 通則4(要約)

通則1-3(c)で分類決定できない場合には、**最も類似する項**に分類する

通常この規定が適用されることはない。



リ. 通則5(a)(要約)

例外はあるが、**専用ケース**は基本的にその**物品に含まれる**

ヌ. 通則5(b)(要約)

反復使用するものは別として、通常の**包装は物品に含まれる**

ル. 通則6(要約)

号の決定は、通則1~5までを準用する。但し、**段落ちの水
準の比較に注意**する。

<通則5(a)の例>

<ディスペンサー付チューインガム>

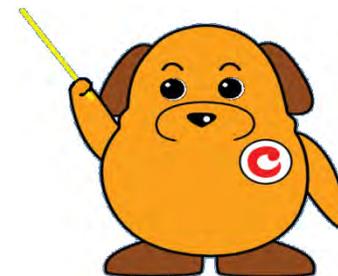
(考え方)

袋入りのガムと貯金箱を兼ねたがん具(容器)を包装したものであり、通則3(b)の小売用のセットに該当しない。また、容器はがん具としての重要な特性を容器全体に与えていることから、関税率表の解釈に関する通則5(a)は適用できない。よって、チューインガムは17.04項に、がん具(容器)は95.03項にそれぞれ分離課税とする。



<おさらい>

- 分類解釈については、品目表冒頭にある「**通則**」に従う。
- 通則には1から6までである。
- 分類の**基本**は4桁の「**項**」である。
- 注**の規定に注意する。
- 項の下に号があり、さらにその下に税細分、統計細分がある。
- 分類解釈のためには、項、号及び注の規定の他、解説、例規といったものも用いる。
- 分類解釈にあたって適用されるものには、それぞれ根拠や適用順位がある。





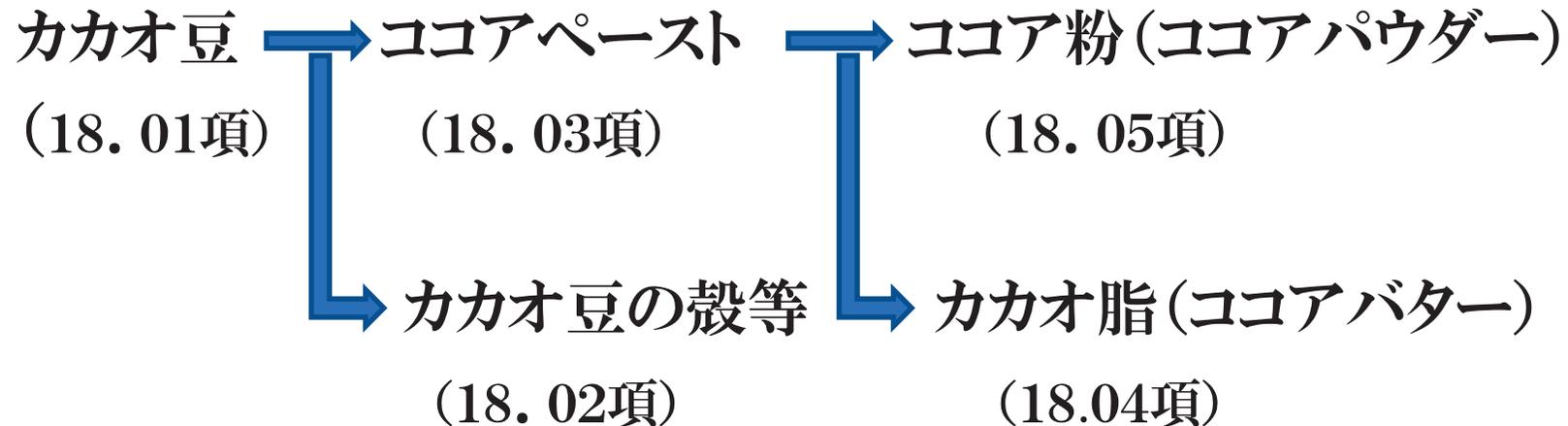
2. 品目分類事例

(1) チョコレート～詰物をしたもの

(2) ナッツと果実、チョコの混合品

(1) チョコレート～詰物をしたもの

- (参考: ココアの製造工程と各項の関係)



(参考: 一般的にはチョコレートは、ココア粉と、カカオ脂に分けたものを、再度、砂糖やミルク等を加えて作られる。)

Q:中心部分が、緑色のチョコ、外側に普通のチョコで全面覆ったもの？

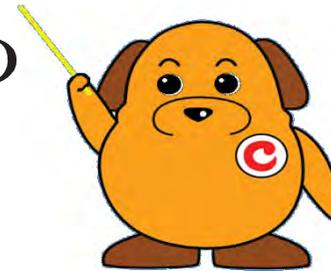
(参考:18.06項の規定)

- 1806.10~20項省略...
- -その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)

1806.31 - -詰物をしたもの

1806.32 - -詰物をしてないもの

1806.90 - -その他のもの



詰物をしたものとは……

- 国内例規18.06項1.(一部省略あり)
(2)……チョコレートを使用して調製した菓子……
 - ハ チョコレートで殻を作り、内部に可食物を詰めたもの
(氷菓、洋生菓子、和菓子を除く。以下同じ。)
 - ニ 可食物をチョコレートで被覆したもので、チョコレート重量が50%以上のもの(チョコレートで完全被覆したものは重量を問わない)
- (参考: 詰めものをしたもの (filled)
- 被覆したもの (coated))



関税率表解説18.06項 チョコレートその他のココアを含有する調製食料品

号の解説1806.31(一部省略あり)

この号において「詰物をしたもの」とは、例えば、クリーム、クラストした砂糖、乾燥ココヤシの実、果実、フルーツペースト、リキュール、マルチパン、ナット、ヌガー、カラメル又はこれらの物品を組み合わせたものから成る**中心部**をチョコレートで覆った塊状、板状、棒状のものをいう。

- 
- Q:中心部分が、緑色のチョコ、外側に普通のチョコで全面覆ったもの？
 - A:チョコにチョコを被覆されているものは、これまでの説明からお分かりのように、詰物したものには該当しないこととなります。

<まとめ：二層チョコレート>

チョコレートの中に、チョコレートを詰めたもの

(塊状の物としても・・・1806. 31ではなく

1806. 32以降となる)

二層チョコレートは詰め物したのものには該当しない



おまけ

ホワイトチョコレートの殻にナッツ、チョコレート等からなるクリームを詰めた塊状のもの

チョコレートクリームの重量 50%以上

国内例規18.06項1.(一部省略あり)

ホワイトチョコレートを可食物で被覆したものでチョコレートの重量が全重量の**50%以上**のもの

チョコレート菓子として1806.32-100

チョコ
終わります。

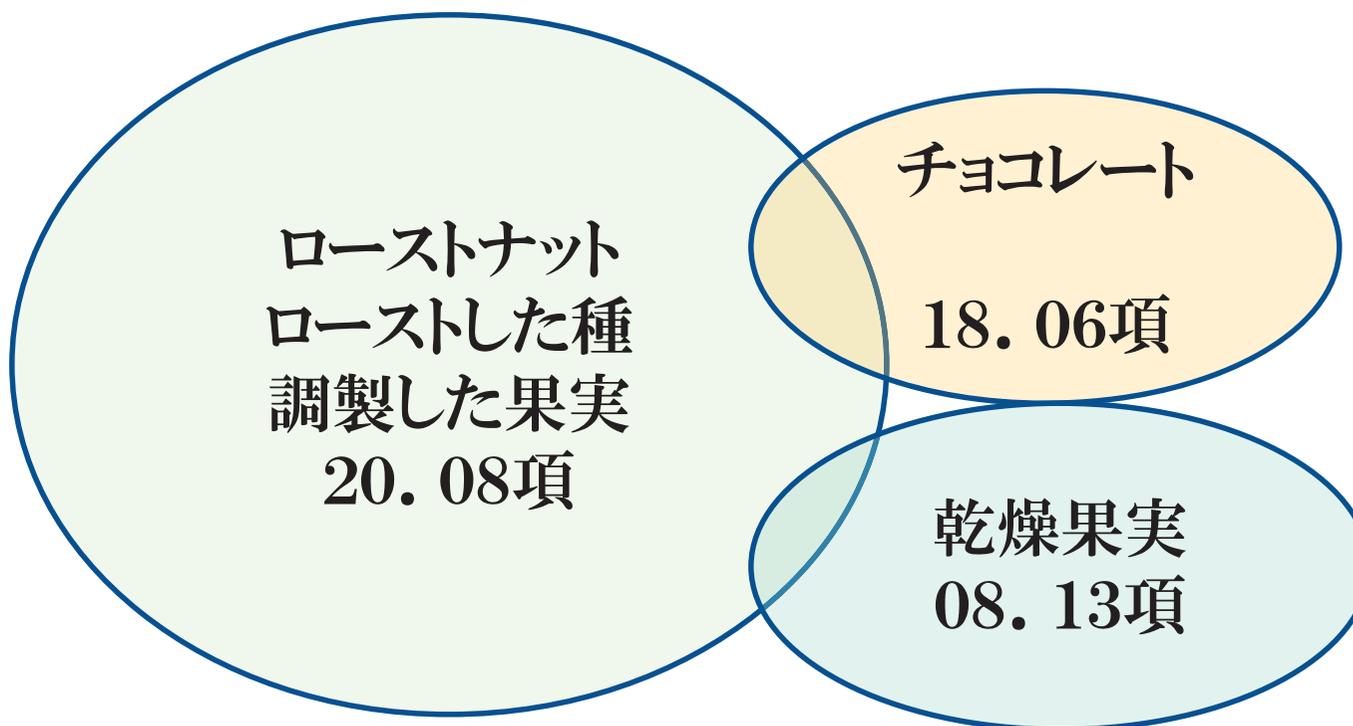


(2) ナッツと果実、チョコの混合品

Q: ローストナッツ、ローストした種、
調製した果実とチョコレート、乾燥果実を混
合したものは？

(重量比率では、ナッツ・果実の混合の重量割合は、6割
を超えている。チョコレートや乾燥フルーツは少ない。)

- 図で説明しますと・・・



- そこで、08.13項、18.06項及び20.08項の混合品と考え、通則2(b)の規定にある2以上の混合は、通則3の原則から考えます。



•0813項

乾燥果実(第08.01 項から第08.06 項までのものを除く。)
及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの

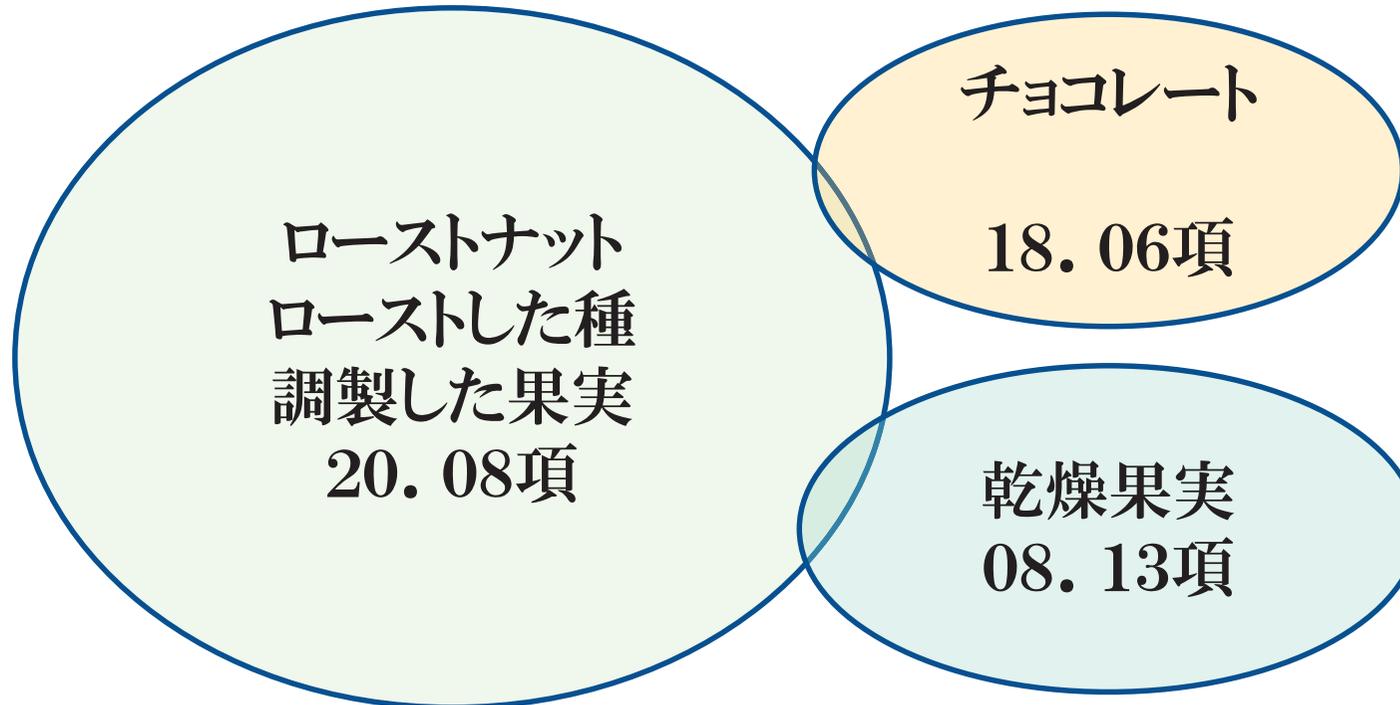
•1806項

チョコレートその他のココアを含有する調製食料品

•2008項

果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし
又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その
他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わ
ず、他の項に該当するものを除く。)

- さて・・・以下のものは？



①ローストナット ②ローストした種③調製した果実
の混合品は何処の号に入るのか？

20. 08項の規定

20. 08 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）

－ ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

2008. 11 ー ー 落花生

2008. 19 ー ー その他のもの（混合したものを含む。）

2008. 20 ー パイナップル

2008. 30 ー かんきつ類の果実

2008. 40 –なし

2008. 50 –あんず

2008. 60 –さくらんぼ

2008. 70 –桃(ネクタリンを含む。)

2008. 80 –ストロベリー

–その他のもの(混合したもの(第2008. 19号
のものを除く。))を含む。)

2008. 91 –パームハート

2008. 93 –クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン
、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティス
イダイア)

2008. 97 –混合したもの

2008. 99 –その他のもの

(参考：国内分類例規)

二種類以上の物品を混合した物品で輸入後その構成物品に分離する可能性があるものの取扱いについて

二種類以上の物品を混合した物品で、次の事項のすべてに該当するものについては、分離課税も含めた関税分類について、慎重に調査する必要があることから、総括関税鑑査官に連絡するものとする。

1 当該混合した物品が、その組合せ等からみて混合された状態で特定の用途に供される蓋然性が極めて低いもの。

2 当該混合した物品が、簡単な操作（例えば、ふるい分け、風選、溶解等）により分離可能であり、当該分離の結果、相当の価値を有する商品として通用し得る物品を容易に取り出すことができると認められるもの。

なお、簡単な操作には、一般的には必ずしも簡単な操作とは認めがたい高コストの操作であっても、当該操作を行うことにより、相当の価値を有する商品を取り出せることにより、結果として経済的に引き合う操作を含む。

3.国際分類例規(平成29年9月1日～)

- 1209.91 1.とうがらし属の播種用の種子

本品は、とうがらし属の果実から分離し、洗浄し、殺菌剤(チラム)で処理した播種用の種子である。

通則1及び6を適用

3.国際分類例規(平成29年9月1日～)

- 1704.90 10. せき及びのど用の錠剤

本品は、砂糖43.5%、甘草エキス13.5%及びその他の食用材料(例えば、でん粉及びセルロース17.6%、ミネラル(炭酸カルシウム及びタルク等10.4%)、香料(メントール、ペパーミント油、アニス油、ユーカリ油、クレオソート、とうがらし等))から成る。本品は、小売用の包装にしたものである。

通則1及び6を適用

3.国際分類例規(平成29年9月1日～)

1602.50 2. 調製したチリシチュー(Chilli stew)

本品は、牛肉70%、パプリカ7%、たまねぎ7%、菜種油5.3%、砂糖3.5%、香辛料(キッチンハーブ)3.2%、植物でん粉2.1%、ダークチョコレート0.7%、塩0.5%、ココア0.3%、その他0.4%から成る調製したチリシチューである。本品は、冷凍されており、小売用のプラスチック袋入りのものである。

通則1(第16 類注2)及び6を適用

3.国際分類例規(平成29年9月1日～)

- 1806.90 3.チョコレート菓子

本品は、砂糖の殻で覆われたミルクチョコレートが、それぞれ正味重量45グラムの小袋2つに包装されたもので、小売用の結合した物品としてプラスチック製容器に収納されて提示される。

容器には繰り返し使用可能なプラスチック製のディスペンサーが付いた蓋が付属している。ディスペンサーは、菓子のブランドのキャラクターの形をしており、その菓子を詰め、キャラクターの手を押すと、詰めた菓子が出てくる。

通則1、3(b)及び6を適用



3.国際分類例規(平成29年9月1日～)

- 1806.90 4. チョコレート菓子

本品は、砂糖で覆った、ミルクチョコレート(48%)で被覆された落花生(23%)であり、正味重量は140グラムで、厚紙でできた箱に入っている。菓子のブランドのキャラクターの玩具がプラスチック製の蓋の上にはねで取り付けられている。玩具はばねから取り外すことができる。

通則1、5(b)、及び6を適用

1806.90/3及び9503.00/10 参照



3.国際分類例規(平成29年9月1日～)

2106.90 35. ブラックマルベリーの葉

本品は、蒸し、菌類により発酵させ、乾燥し、煎って作られたブラックマルベリーの葉で、細かく切っている。細断された葉は、小袋(ティーバッグ)に2グラム入っている。本品は、湯で浸出させた後に飲料として消費される。

通則1及び6を適用

2106.90 36. ブラックマルベリーの葉

本品は、蒸し、菌類により発酵させ、乾燥し、煎って作られたブラックマルベリーの葉で、細かく切っている。細断された葉は、織物製のバルク容器に30 キログラム入りで提示される。本品は、湯で浸出させた後に飲料として消費される。

通則1及び6を適用

4. 事前教示制度について（文書・口頭）

（1）法的根拠

関税法7条3項

税関は、納税義務者その他の関係者から、申告納税方式が適用される貨物を輸入する際の申告について必要な輸入貨物に係る関税率表の適用上の所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。

（2）導入

昭和41年の申告納税制度の導入に伴い、関税の課税の多様性、新規商品についての税表分類の技術的困難性を考慮し、適正かつ円滑な納税を確保するため導入された。

(3) 文書教示と口頭教示(分類)

事前教示の方法には2種類ある

イ. 文書による事前教示

- 正式な**回答書**（税関様式C第1000号-1）が発出される
（受理から30日以内の極力早期に回答発出）
- 回答書の分類判断は通関時に尊重される
- 解釈変更の場合には変更通知書が発出され、
税率が上がる場合には猶予期間が付与される場合がある
- 回答に再検討を求める「意見の申出」制度がある

＜注意：文書事前教示が出来ない場合＞

- 照会者が貨物の輸出入者及びその代理人、若しくは当該貨物の製法・性状等を把握している利害関係者及びその代理人でない場合
- 照会貨物が「**架空の貨物**」である場合
- 照会貨物が**輸入申告中**の貨物である場合
- 照会者が、税関より補足説明を求め、又は追加資料の提出を求められた場合に、応じることが出来ない場合
- 照会貨物について、**不服申立て**又は**訴訟中**である等、関税率表適用上の所属区分に係る**紛争等が生じている**場合

ロ. 口頭による事前教示(メール照会含む)

- 基本的に**即日**回答
- 回答書は出ない
- 回答は通関時に尊重されるとは限らない



口頭照会は簡単であり、即日回答が得られるが、税関の正式な判断ではないので、正確な分類、税率の回答を求める場合には、文書による教示によるべきである。あくまで、基本は「文書による照会」である。

言わば、

文書回答:税関の判断

口頭回答:担当者の意見

という違いがある



ロ. 裏面



事前教示照会に係る確認書

どちらかを選択し、○で囲んで下さい。

項□□□□目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人。 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人。 ハ. 輸入しようとする貨物の製造、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人。 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。 □□□□イ イ、ロ、ハのいずれかを選択し、記入して下さい。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>

照会者 又は その代理人	氏名又は名称□□□□	カスタムインポートサービス □□□□
	住所又は所在地	東京都品川区北品川×-×

注意事項

個人印ではなく、代表者の印を押印して下さい。照会貨物の説明欄又は「関税率表適用上の所属区分等に
また代理人申請の場合は、代理人の方のみの「教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判）」
押印のみで申請できます。

ある場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は
架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。

3. 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の周知に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180日を超えない期間に限り）非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることが出来ますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

（規格A4）

(5) 事前教示回答書

イ. 表面

(補足)回答書には、
照会書の写しを
添付して交付する



公開日	登録番号	
-----	------	--

事前教示回答書 税関様式C 第1000号-1

別添の事前教示に関する照会書（登録番号）による照会について、下記の「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「参考（他法令）」欄記載のとおり回答します。

なお、本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意してください。また、「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」を決定する際の品目分類に関する見解については、分類理由欄に記載されています。

関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号	関税率	
照会貨物の 般的品名	内国消費税 等の適用区 分及び税率	

照会貨物の概要

分類理由

年 月 日 東京 税関業務部 (印)

参 考
(他法令)

(注) 本件回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。また、裏面の「注意事項」をよくお読みください。なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税関までお問い合わせください。

(規格 A 4)

ロ. 裏面

注意事項を 読んでください



注 意 事 項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても型番、成分等が異なる貨物は関税率表上まったく別の所属区分に属することもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、照会された貨物について一律に適用されるものではないのでご留意下さい。なお、原産地の認定について事前教示が必要な場合には、別途、事前教示に関する照会書（原産地照会用）（税関様式C第1000号-2）による照会を行う必要があります。
4. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割合です。
5. この回答書（変更通知書）のうち、関税率表番号について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日翌日から2か月以内のみ可能です。
6. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
 - (2) 輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分等を決定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）並びに関税率表解説及び分類例規（以下「通達」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - (5) 上記(1)～(4)以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記8.により朱書されたものを除きます。）
7. 分類解釈の変更によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
8. 事前教示回答書（変更通知書兼用）上記7.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものであると認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

品目分類

ご静聴
ありがとう
ございました



(注：本資料は、今次セミナーにおいて品目分類の概要を説明するための参考資料として作成したものです。実際の輸入貨物の分類に際しては、関税率表、関税率表解説等を参照されるとともに、不明な点は関税鑑査官門に照会願います。なお、「文書による事前教示制度」のご利用をお奨めします。)

おわり